

○ 保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成八年大蔵省告示第四十八号）

改正後	改正前
<p>1 責任準備金の積立方式、予定死亡率及び予定利率の水準は、次に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 予定死亡率は、保険業法（以下「法」という。）第百二十二条の二第一項の規定により指定された法人が作成し、金融庁長官が検証したものであり、次のとおりとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 平成十九年四月一日以降平成三十年三月三十一日までに締結する保険契約 生保標準生命表二〇〇七（死亡保険用）、生保標準生命表二〇〇七（年金開始後用）又は第三分野標準生命表二〇〇七の死亡率の欄に掲げる率</p> <p>ハ 平成三十年四月一日以降締結する保険契約 生保標準生命表二〇一八（死亡保険用）、生保標準生命表二〇〇七（年金開始後用）又は第三分野標準生命表二〇一八の死亡率の欄に掲げる率</p> <p>三 (略)</p> <p>2、10 (略)</p>	<p>1 責任準備金の積立方式、予定死亡率及び予定利率の水準は、次に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 予定死亡率は、保険業法（以下「法」という。）第百二十二条の二第一項の規定により指定された法人が作成し、金融庁長官が検証したものであり、次のとおりとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 平成十九年四月一日以降締結する保険契約 生保標準生命表二〇〇七（死亡保険用）、生保標準生命表二〇〇七（年金開始後用）又は第三分野標準生命表二〇〇七の死亡率の欄に掲げる率</p> <p>(新設)</p> <p>三 (略)</p> <p>2、10 (略)</p>